

(別冊)

平成17年度和歌山県一般会計補正予算及び  
各特別会計補正予算

和歌山県

## 目 次

平成17年度和歌山県一般会計補正予算	1
平成17年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算	20
平成17年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算	25
平成17年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	28
平成17年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算	31
平成17年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	34
平成17年度和歌山県立医科大学附属病院特別会計補正予算	37
平成17年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	42
平成17年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	45
平成17年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算	50
平成17年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	56
平成17年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算	59
平成17年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	62
平成17年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	67
平成17年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	70
平成17年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	71
平成17年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	72

## 平成17年度和歌山県一般会計補正予算

平成17年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,780,528千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ507,690,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		80,797,000	861,000	81,658,000
	1 県 民 税	20,341,000	821,000	21,162,000
	2 事 業 税	21,387,000	△1,163,000	20,224,000
	3 地 方 消 費 税	11,711,000	365,000	12,076,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,454,000	378,000	2,832,000
	5 県 た ば こ 税	2,185,000	36,000	2,221,000
	7 自 動 車 税	12,968,000	174,000	13,142,000
	9 自 動 車 取 得 税	2,926,000	△22,000	2,904,000
	10 軽 油 引 取 税	6,162,000	271,000	6,433,000
	11 狩 猟 税	52,400	1,000	53,400
2 地方消費税清算金		17,940,000	△233,388	17,706,612
	1 地方消費税清算金	17,940,000	△233,388	17,706,612
3 地方譲与税		8,096,000	46,838	8,142,838
	1 所 得 譲 与 税	5,647,000	△3,162	5,643,838
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,271,000	59,000	2,330,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	174,000	△9,000	165,000
4 地方特例交付金		7,196,000	△113,478	7,082,522
	1 地方特例交付金	7,196,000	△113,478	7,082,522
5 地方交付税		164,900,000	△1,792,559	163,107,441
	1 地 方 交 付 税	164,900,000	△1,792,559	163,107,441
7 分担金及び負担金		4,029,574	△93,103	3,936,471
	1 分 担 金	39,456	2,923	42,379
	2 負 担 金	3,990,118	△96,026	3,894,092
8 使用料及び手数料		7,910,426	△100,852	7,809,574
	1 使 用 料	5,966,534	△90,370	5,876,164
	2 手 数 料	1,943,892	△10,482	1,933,410
9 国庫支出金		84,465,240	△4,041,733	80,423,507
	1 国 庫 負 担 金	53,346,470	△2,802,683	50,543,787
	2 国 庫 補 助 金	28,932,481	△837,536	28,094,945

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	2,186,289 <sup>千円</sup>	△401,514 <sup>千円</sup>	1,784,775 <sup>千円</sup>
10 財産収入		604,289	255,769	860,058
	1 財産運用収入	369,272	21,850	391,122
	2 財産売却収入	235,017	233,919	468,936
11 寄附金		21,000	148	21,148
	1 寄附金	21,000	148	21,148
12 繰入金		21,438,040	△1,631,154	19,806,886
	1 特別会計繰入金	1,529,091	219,710	1,748,801
	2 基金繰入金	19,908,949	△1,850,864	18,058,085
13 繰越金		1	3,546,861	3,546,862
	1 繰越金	1	3,546,861	3,546,862
14 諸収入		65,541,230	△17,477,077	48,064,153
	1 延滞金、加算金及び過料	209,178	13,851	223,029
	2 県預金利子	3,077	282	3,359
	3 貸付金元利収入	58,483,583	△17,688,185	40,795,398
	4 収益事業収入	3,962,231	46,874	4,009,105
	5 受託事業収入	65,500	△39,000	26,500
	6 利子割精算金収入	6,718	△2,054	4,664
	7 雑収入	2,810,943	191,155	3,002,098
15 県債		64,092,000	992,200	65,084,200
	1 県債	64,092,000	992,200	65,084,200
歳入合計		527,470,800	△19,780,528	507,690,272

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,350,660	△61,106	1,289,554
	1 議 会 費	1,350,660	△61,106	1,289,554
2 総 務 費		34,870,103	△83,057	34,787,046
	1 総 務 管 理 費	16,953,043	△454,928	16,498,115
	2 企 画 費	6,827,265	△116,286	6,710,979
	3 徴 税 費	3,702,970	118,200	3,821,170
	4 市 町 ・ 村 振 興 費	3,047,634	827,393	3,875,027
	5 選 挙 費	1,025,589	△277,234	748,355
	6 防 災 費	1,108,740	△51,926	1,056,814
	7 統 計 調 査 費	903,330	△58,880	844,450
	8 人 事 委 員 会 費	132,296	694	132,990
	9 監 査 委 員 費	224,242	△2,787	221,455
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	844,384	△60,547	783,837
	11 自 然 保 護 費	100,610	△6,756	93,854
3 民 生 費		47,620,825	653,408	48,274,233
	1 社 会 福 祉 費	34,613,308	797,580	35,410,888
	2 児 童 福 祉 費	8,625,623	△96,033	8,529,590
	3 生 活 保 護 費	4,376,833	△48,139	4,328,694
4 衛 生 費		9,891,100	△411,144	9,479,956
	1 公 衆 衛 生 費	4,809,824	△217,947	4,591,877
	2 環 境 衛 生 費	459,896	△17,632	442,264
	3 保 健 所 費	1,646,716	4,218	1,650,934
	4 医 薬 費	1,621,570	△34,018	1,587,552
	5 環 境 対 策 費	1,353,094	△145,765	1,207,329
5 労 働 費		990,246	△54,514	935,732
	1 労 政 費	293,409	△33,146	260,263
	2 職 業 訓 練 費	576,084	△19,111	556,973
	3 労 働 委 員 会 費	120,753	△2,257	118,496
6 農 林 水 産 業 費		38,216,847	△1,369,232	36,847,615
	1 農 業 費	8,618,024	△699,390	7,918,634
	2 畜 産 業 費	842,327	△46,862	795,465

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農 地 費	10,029,645	589,868	10,619,513
	4 林 業 費	11,155,279	△1,033,913	10,121,366
	5 水 産 業 費	7,571,572	△178,935	7,392,637
7 商 工 費		62,993,865	△17,134,375	45,859,490
	1 商 業 費	59,143,579	△17,629,542	41,514,037
	2 工 鉱 業 費	3,383,190	498,222	3,881,412
	3 観 光 費	467,096	△3,055	464,041
8 土 木 費		81,613,237	157,382	81,770,619
	1 土 木 管 理 費	4,920,242	△203,889	4,716,353
	2 道 路 橋 り よ う 費	47,602,917	△236,642	47,366,275
	3 河 川 海 岸 費	14,771,048	1,032,512	15,803,560
	4 港 湾 費	4,825,241	137,196	4,962,437
	5 都 市 計 画 費	8,104,023	△403,505	7,700,518
	6 住 宅 費	1,389,766	△168,290	1,221,476
9 警 察 費		29,200,094	△145,824	29,054,270
	1 警 察 管 理 費	26,450,226	△49,457	26,400,769
	2 警 察 活 動 費	2,749,868	△96,367	2,653,501
10 教 育 費		121,464,791	△382,083	121,082,708
	1 教 育 総 務 費	15,047,580	393,488	15,441,068
	2 小 学 校 費	41,064,747	△384,389	40,680,358
	3 中 学 校 費	23,453,427	△356,462	23,096,965
	4 高 等 学 校 費	25,873,007	△75,368	25,797,639
	5 特 殊 学 校 費	8,793,431	170,006	8,963,437
	6 社 会 教 育 費	2,019,046	△106,617	1,912,429
	7 保 健 体 育 費	984,470	△20,559	963,911
	8 大 学 費	4,158,374	5,150	4,163,524
	9 先 端 医 学 研 究 所 費	70,709	△7,332	63,377
11 災 害 復 旧 費		7,111,927	△4,942,670	2,169,257
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,562,279	△1,222,891	339,388
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,549,648	△3,719,779	1,829,869
12 公 債 費		67,615,593	3,005,008	70,620,601
	1 公 債 費	67,615,593	3,005,008	70,620,601

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		24,331,512 <sup>千円</sup>	987,679 <sup>千円</sup>	25,319,191 <sup>千円</sup>
	1 地方消費税清算金	11,608,000	564,341	12,172,341
	2 利子割交付金	811,156	26,710	837,866
	3 地方消費税交付金	9,012,000	△115,064	8,896,936
	4 ゴルフ場利用税交付金	427,760	26,741	454,501
	5 特別地方消費税交付金	—	334	334
	6 自動車取得税交付金	1,945,979	△19,793	1,926,186
	8 配当割交付金	277,822	123,040	400,862
	9 株式等譲渡所得割交付金	248,267	381,370	629,637
歳 出 合 計		527,470,800	△19,780,528	507,690,272



第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成17年度わかやま森林と緑の公社事業融資損失補償（施業転換資金借換分）	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し農林漁業金融公庫が補償の履行日を指定した日まで	千円 農林漁業金融公庫が融資した造林資金102,967千円のうち損失確定日（最終償還期限到来後10か月の期間満了日）において弁済できなかった元利金合計額（遅延利息を含む）に相当する額
2 平成17年度県営農免道路整備（有田西部5期地区）	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	31,900
3 平成17年度田辺漁港漁村環境整備工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	44,000
4 平成17年度田辺漁港漁港海岸整備工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	33,000
5 平成17年度切目川総合開発国道425号付替工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	25,000
6 平成17年度日置川広域基幹河川改修工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	80,000
7 平成17年度日方川広域基幹河川改修工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	100,000
8 平成17年度和歌川広域基幹河川改修工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	100,000
9 平成17年度日高川水系土生川通常砂防工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	54,000
10 平成17年度その他水系上地川（傳の谷川）通常砂防工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	20,000
11 平成17年度日高港港湾改良工事	自 平成17年度 至 平成18年度 (2年)	50,000

## 2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成17年度中小企業経営支援資金融資損失補償	自 平成17年度 至 平成25年度 (9年)	融資総額13,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成17年度 至 平成25年度 (9年)	融資総額11,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
2 平成17年度中小企業小企業応援資金融資損失補償	自 平成17年度 至 平成28年度 (12年)	融資総額5,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成17年度 至 平成28年度 (12年)	融資総額8,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
3 平成17年度中小企業元気わかやま資金融資損失補償	自 平成17年度 至 平成25年度 (9年)	融資総額10,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の20%の3分の1以内で計算した額	自 平成17年度 至 平成25年度 (9年)	融資総額15,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の20%の3分の1以内で計算した額
4 平成17年度中小企業資金繰り安定資金融資損失補償	自 平成17年度 至 平成26年度 (10年)	融資総額50,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成17年度 至 平成26年度 (10年)	融資総額43,000,000千円 千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額

第3表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共都市計画事業	千円 90,000	(1) 借入先 政府、銀行 又はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。  ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借替え することができる。
公害対策事業	55,000	以下同上	以下同上	以下同上
減収補てん	1,500,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,860,000	(1) 借 入 先 政府、銀行 又はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	1,308,000	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	205,000			
公 共 農 業 農 村 事 業	1,445,000			
公 共 災 害 関 連 事 業	2,796,000			
公 共 治 山 事 業	1,001,000			
公 共 治 水 事 業	1,175,000			
公 共 林 道 事 業	353,000			
公 共 水 産 基 盤 事 業	535,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,007,000	(1) 借入先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。
2,050,000	以下同上	以下同上	以下同上
200,000			
1,075,000			
2,517,000			
729,000			
1,789,000			
334,000			
508,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共道路事業	千円 10,201,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
公営住宅建設事業	225,000	以下同上	以下同上	以下同上
過年補助災害復旧 事業	296,000			
現年補助災害復旧 事業	1,539,000			
単独災害復旧事業	50,000			
義務教育施設整備 事業	68,000			
半島振興道路整備 事業	1,995,000			
警察施設整備事業	721,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 10,305,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借替えする ことができる。
76,000	以下同上	以下同上	以下同上
211,000			
348,000			
30,000			
53,000			
1,903,000			
686,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園緑地事業	千円 245,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
住宅市街地総合整 備促進事業	189,000	以下同上	以下同上	以下同上
河川等関連公共施 設整備促進事業	449,000			
日高港港湾整備	73,000			
水産試験研究機関 整備統合	1,134,000			
少子・高齢化対策 事業	476,000			
都市再生事業	76,000			
地域資源活用促進 事業	58,000			



補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 —	(1)借入先 政府、銀行又はその他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
—	(2)借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
—	(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		
—	以下同上	以下同上	以下同上
466,000			
71,000			
1,102,000			
472,000			
66,000			
170,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報通信基盤 整備事業	千円 81,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
合併特例事業	1,770,000	以下同上	以下同上	以下同上
防災対策事業	1,049,000			
自然災害防止事業	65,000			
臨時地方道整備事業	3,374,000			
臨時河川等整備事業	220,000			
臨時高等学校整備 事業	846,000			
地域再生事業	4,000,000			
港湾整備事業	63,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 —	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。</p>
2,443,000	以下同上	以下同上	以下同上
919,000			
62,000			
3,676,000			
180,000			
563,000			
4,300,000			
62,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減税補てん	千円 1,416,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
臨時財政対策	22,200,000	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,232,400</p>	<p>(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えることができる。</p>
<p>22,298,800</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>

## 平成17年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の農業改良資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,313千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		45,448	△42,030	3,418
	1 一般会計繰入金	45,448	△42,030	3,418
3 繰越金		40,001	5,689	45,690
	1 繰越金	40,001	5,689	45,690
4 諸収入		160,002	△1,540	158,462
	2 貸付金元利収入	159,999	△1,540	158,459
5 県債		79,998	△79,432	566
	1 県債	79,998	△79,432	566
歳入合計		325,479	△117,313	208,166

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 325,479	千円 △117,313	千円 208,166
	1 農 業 費	325,479	△117,313	208,166
歳 出 合 計		325,479	△117,313	208,166



第2表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 79,998	<p>政府から借入れられるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 566	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

## 平成17年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125,108千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,752	千円 △1,171	千円 1,581
	1 一般会計繰入金	2,752	△1,171	1,581
2 繰越金		23,999	△23,998	1
	1 繰越金	23,999	△23,998	1
3 諸収入		136,002	△99,939	36,063
	2 貸付金元利収入	136,000	△99,939	36,061
歳入合計		162,753	△125,108	37,645

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 162,753	千円 △125,108	千円 37,645
	1 水産業費	162,753	△125,108	37,645
歳出合計		162,753	△125,108	37,645

## 平成17年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ926,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 6,985	千円 4,669	千円 11,654
	1 繰越金	6,985	4,669	11,654
2 諸収入		1,022,074	△107,045	915,029
	2 貸付金元利収入	1,021,410	△107,045	914,365
歳入合計		1,029,059	△102,376	926,683

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		1,029,059 <sup>千円</sup>	△102,376 <sup>千円</sup>	926,683 <sup>千円</sup>
	1 中小企業振興資金助成費	1,029,059	△102,376	926,683
歳 出 合 計		1,029,059	△102,376	926,683



## 平成17年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 43,468	千円 2,113	千円 45,581
	1 繰越金	43,468	2,113	45,581
歳入合計		149,586	2,113	151,699

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		千円 149,586	千円 2,113	千円 151,699
	1 母子寡婦福祉費	149,586	2,113	151,699
歳出合計		149,586	2,113	151,699

## 平成17年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,418千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,340千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 59,808	千円 △59,808	千円 —
	1 国庫補助金	59,808	△59,808	—
2 繰入金		173,550	△30,578	142,972
	1 一般会計繰入金	173,550	△30,578	142,972
3 諸収入		5,400	48,968	54,368
	1 貸付金元利収入	5,400	2,430	7,830
	2 雑収入	—	46,538	46,538
歳入合計		238,758	△41,418	197,340

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 教育費		千円 238,758	千円 △41,418	千円 197,340
	1 教育総務費	238,758	△41,418	197,340
歳出合計		238,758	△41,418	197,340

## 平成17年度和歌山県立医科大学附属病院特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の県立医科大学附属病院特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,625千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,651,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		18,917,327 <sup>千円</sup>	△450,920 <sup>千円</sup>	18,466,407 <sup>千円</sup>
	1 使用料	18,865,169	△451,674	18,413,495
	2 手数料	52,158	754	52,912
2 国庫支出金		229,035	△2,352	226,683
	1 国庫補助金	229,035	△2,352	226,683
4 繰入金		2,947,933	116,796	3,064,729
	1 一般会計繰入金	2,947,933	116,796	3,064,729
5 繰越金		2	115,381	115,383
	1 繰越金	2	115,381	115,383
6 諸収入		55,786	△1,530	54,256
	3 雑収入	55,684	△1,530	54,154
7 県債		772,000	△54,000	718,000
	1 県債	772,000	△54,000	718,000
歳入合計		22,928,140	△276,625	22,651,515



(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 医科大 学 費		千円 22,928,140	千円 △276,625	千円 22,651,515
	1 附 属 病 院 費	18,016,806	△229,140	17,787,666
	2 紀 北 分 院 費	2,281,973	△47,485	2,234,488
歳 出 合 計		22,928,140	△276,625	22,651,515

第2表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備	千円 748,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財 政の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 替えることができ る。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 694,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。

## 平成17年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,442,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,786,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		14,589,895 <sup>千円</sup>	1,392,685 <sup>千円</sup>	15,982,580 <sup>千円</sup>
	1 収益事業収入	14,589,895	1,392,685	15,982,580
3 財産収入		4,980	△219	4,761
	1 財産運用収入	4,979	△219	4,760
4 繰越金		1	49,999	50,000
	1 繰越金	1	49,999	50,000
歳入合計		15,343,969	1,442,465	16,786,434

## (歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		15,183,777 <sup>千円</sup>	1,425,723 <sup>千円</sup>	16,609,500 <sup>千円</sup>
	1 競輪事業費	15,183,777	1,425,723	16,609,500
2 諸支出金		159,192	16,742	175,934
	1 公営企業金融公庫納付金	159,192	16,742	175,934
歳 出 合 計		15,343,969	1,442,465	16,786,434

## 平成17年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,734千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ963,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		631,689	△26,732	604,957
	1 使用料	631,689	△26,732	604,957
2 財産収入		1,280	39	1,319
	1 財産運用収入	1,279	39	1,318
3 繰入金		301,952	△3,608	298,344
	2 一般会計繰入金	22,225	△3,608	18,617
4 繰越金		—	18,819	18,819
	1 繰越金	—	18,819	18,819
5 諸収入		4,860	△252	4,608
	3 雑収入	4,858	△252	4,606
6 県債		111,000	△76,000	35,000
	1 県債	111,000	△76,000	35,000
歳入合計		1,050,781	△87,734	963,047



(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 1,050,781	千円 △87,734	千円 963,047
	1 港湾施設管理費	1,050,781	△87,734	963,047
歳 出 合 計		1,050,781	△87,734	963,047

第2表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	千円 111,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 35,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。  ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借替えする ことができる。

## 平成17年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の流域下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311,377千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,573,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,407,900	△53,350	1,354,550
	1 負担金	1,407,900	△53,350	1,354,550
2 国庫支出金		3,164,400	△140,200	3,024,200
	1 国庫補助金	3,164,400	△140,200	3,024,200
3 繰入金		723,677	△85,764	637,913
	1 一般会計繰入金	704,415	△85,764	618,651
4 諸収入		182,075	21,937	204,012
	1 雑収入	182,075	21,937	204,012
5 県債		1,407,000	△54,000	1,353,000
	1 県債	1,407,000	△54,000	1,353,000
歳入合計		6,885,052	△311,377	6,573,675

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		6,885,052 <sup>千円</sup>	△311,377 <sup>千円</sup>	6,573,675 <sup>千円</sup>
	1 下水道事業費	6,885,052	△311,377	6,573,675
歳出合計		6,885,052	△311,377	6,573,675

第2表 債務負担行為の補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成17年度那賀幹線管渠工事(推進:打田工区)	平成18年度(1年)	200,000 <sup>千円</sup>	平成18年度(1年)	232,000 <sup>千円</sup>
2 平成17年度貴志川幹線管渠工事(推進:桃山工区)	平成18年度(1年)	150,000	平成18年度(1年)	460,000
3 平成17年度那賀浄化センター建設工事(ポンプ棟、高率)	自平成18年度 (2年) 至平成19年度	520,000	自平成18年度 (2年) 至平成19年度	580,000
4 平成17年度那賀浄化センター建設工事(管理棟、高率)	自平成18年度 (2年) 至平成19年度	780,000	自平成18年度 (2年) 至平成19年度	790,000

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 91,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
紀の川中流流域下水道事業	1,316,000	同上	同上	同上



補 正 後			
-------	--	--	--

限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 80,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	%  5.0以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。  ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借替えすることができる。
1,273,000	同 上	同 上	同 上

## 平成17年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,906,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		401,169 <sup>千円</sup>	99,910 <sup>千円</sup>	501,079 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	401,169	99,910	501,079
2 諸収入		2,404,379	1,098	2,405,477
	2 貸付金元利収入	2,404,378	1,098	2,405,476
歳入合計		2,805,548	101,008	2,906,556

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,805,548 <sup>千円</sup>	101,008 <sup>千円</sup>	2,906,556 <sup>千円</sup>
	1 市町村振興費	2,805,548	101,008	2,906,556
歳出合計		2,805,548	101,008	2,906,556

## 平成17年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,602,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,588,969 <sup>千円</sup>	11,694 <sup>千円</sup>	3,600,663 <sup>千円</sup>
	1 証紙収入	3,588,969	11,694	3,600,663
2 繰越金		1	2,029	2,030
	1 繰越金	1	2,029	2,030
歳入合計		3,588,970	13,723	3,602,693

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 3,588,970	千円 13,723	千円 3,602,693
	1 繰出金	3,588,970	13,723	3,602,693
歳出合計		3,588,970	13,723	3,602,693

## 平成17年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,399,058千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,054,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。



第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		3,103,327	43,960	3,147,287
	1 財産売払収入	3,103,327	43,960	3,147,287
2 繰入金		93,734	△12,018	81,716
	1 一般会計繰入金	81,941	△12,018	69,923
3 県債		9,256,000	△1,431,000	7,825,000
	1 県債	9,256,000	△1,431,000	7,825,000
歳入合計		12,453,061	△1,399,058	11,054,003

## (歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		12,266,832	△1,388,505	10,878,327
	1 道路橋りょう用地取得事業費	10,488,455	△1,443,022	9,045,433
	3 都市計画用地取得事業費	1,200,377	54,517	1,254,894
2 警 察 費		186,229	△10,553	175,676
	1 警察管理用地取得事業費	186,229	△10,553	175,676
歳 出 合 計		12,453,061	△1,399,058	11,054,003

第2表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
紀北東道路先行取得事業	千円 8,157,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借替えす ることができる。
田辺西バイパス 先行取得事業	521,000	同 上	同 上	同 上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 6,759,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。  ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借替えする ことができる。
488,000	同 上	同 上	同 上

## 平成17年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

平成17年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,885,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,345,410千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 —	千円 1,248	千円 1,248
	1 財産運用収入	—	1,248	1,248
2 繰入金		74,719,569	2,884,593	77,604,162
	1 一般会計繰入金	67,449,663	2,940,420	70,390,083
	2 特別会計繰入金	7,139,152	△55,827	7,083,325
歳入合計		75,459,569	2,885,841	78,345,410

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		75,459,569 <sup>千円</sup>	2,885,841 <sup>千円</sup>	78,345,410 <sup>千円</sup>
	1 公債費	75,459,569	2,885,841	78,345,410
歳出合計		75,459,569	2,885,841	78,345,410

## 平成17年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 平成17年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	98,774人	92,604人
外来患者	28,057人	29,378人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	270.6人	253.7人
外来患者	114.9人	120.4人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,075,178千円	△115,857千円	1,959,321千円
第1項 医業収益	1,447,250千円	△113,263千円	1,333,987千円
第2項 医業外収益	627,928千円	△2,594千円	625,334千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,359,658千円	△115,857千円	2,243,801千円
第1項 医業費用	2,244,296千円	△115,855千円	2,128,441千円
第2項 医業外費用	115,262千円	△2千円	115,260千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	57,507千円	△10千円	57,497千円
第1項 他会計負担金	57,507千円	△10千円	57,497千円
	支	出	
第1款 資本的支出	57,507千円	△10千円	57,497千円
第1項 建設改良費	9,387千円	△10千円	9,377千円

第5条 予算第6条に定めた職員給与費「1,532,905千円」を「1,481,114千円」に改める。

第6条 予算第7条に定めたたな卸資産の購入限度額「224,650千円」を「181,225千円」に改める。



## 平成17年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 平成17年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	786,708千円	15,000千円	801,708千円
第4項 特別損失	-千円	15,000千円	15,000千円

第3条 予算第4条に定めた本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金450,630千円」を「過年度分損益勘定留保資金427,435千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	639,328千円	△23,195千円	616,133千円
第2項 企業債償還金	80,842千円	476,805千円	557,647千円
第3項 投資	500,000千円	△500,000千円	-千円

## 平成17年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成17年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 土地売却面積	12,000㎡	14,649㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	557,951千円	161,428千円	719,379千円
第1項 営業収益	548,816千円	△41,027千円	507,789千円
第2項 営業外収益	9,135千円	31,843千円	40,978千円
第3項 特別利益	－ 千円	170,612千円	170,612千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	818,250千円	332,521千円	1,150,771千円
第1項 営業費用	509,144千円	332,521千円	841,665千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書を削り、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	70,000千円	2,884,489千円	2,954,489千円
第1項 事業関連収入	70,000千円	△64,511千円	5,489千円
第2項 企業債	－ 千円	1,949,000千円	1,949,000千円
第3項 出資金	－ 千円	1,000,000千円	1,000,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	375,054千円	2,040,000千円	2,415,054千円
第2項 企業債償還金	375,000千円	2,040,000千円	2,415,000千円

第5条 予算第7条として次の事項を追加する。

(企業債)

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>元利金債</p> <p>雑賀崎地区</p> <p>西浜地区</p>	<p>千円</p> <p>738,000</p> <p>1,211,000</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成17年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内</p>	<p>政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借替えすることが できる。</p>

和歌山県報

平成十八年三月十七日

号外

別冊